

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の
汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請&事業の手引き

(許可申請編)

木更津市環境部

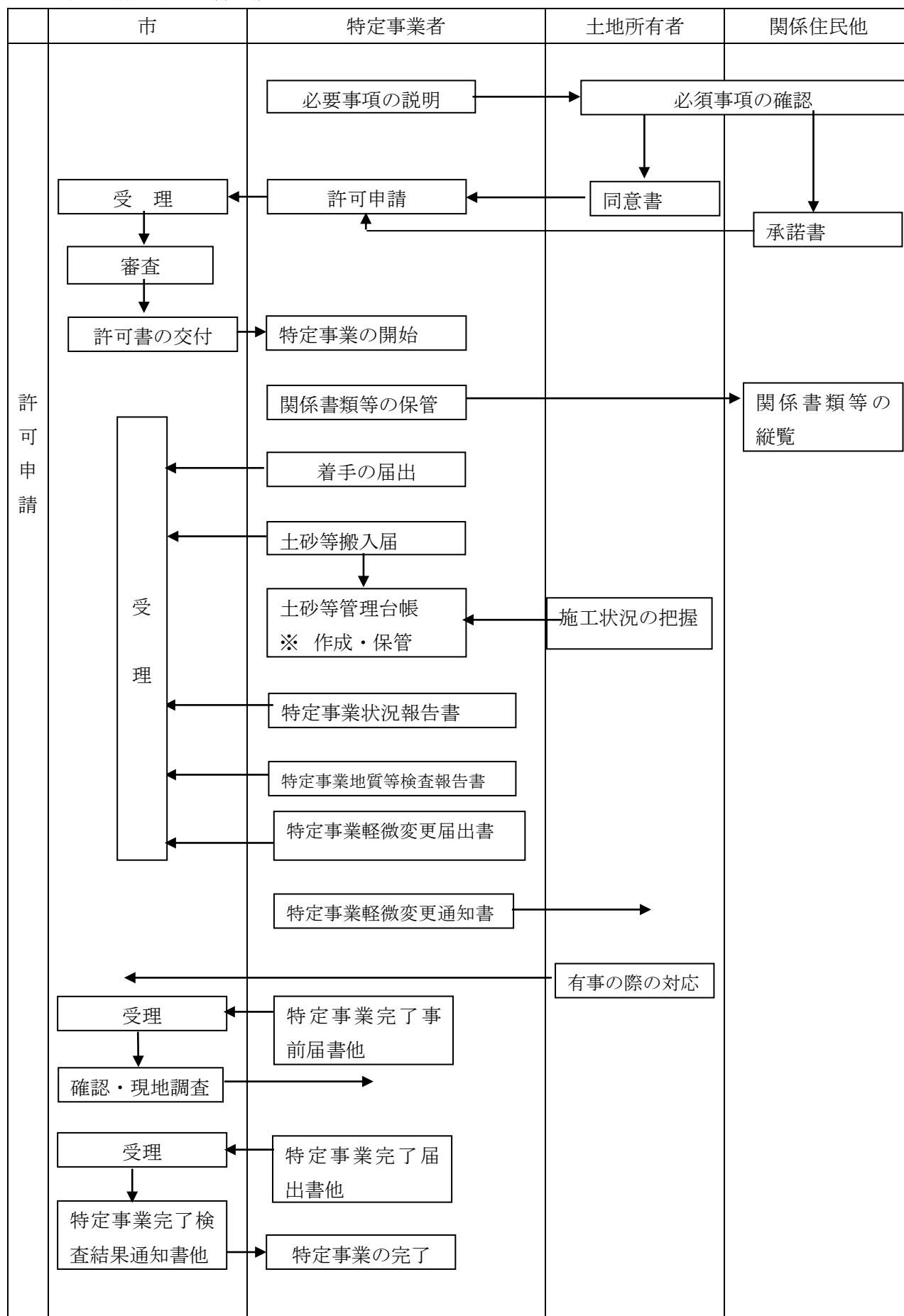
生活衛生課

令和7年4月

目 次

I	許可申請の流れ（概要）	2
II	許可申請について	3
1	特定事業許可申請書記載要領	3
2	特定事業（一時たい積）許可申請書記載要領	6
3	特定事業（小規模埋めて等）許可申請書記載要領	9
4	特定事業変更許可申請書記載要領	12
5	特定事業譲受け許可申請書作成要領	13
6	特定事業の構造計算について	14
7	施工計画書について	14
8	特定事業の施工（許可後の手続き等）について	15
一	施設の設置及び土砂等搬入前の工事工程の確認について	15
二	特定事業の着手の届出について	15
三	土砂等の搬入について	16
四	特定事業の施工管理について	16
五	定期報告について	17
六	特定事業の軽微な変更について	17
七	特定事業の完了について	18
八	特定事業の廃止、中止について	18
九	特定事業の終了について	18
十	特定事業の相続等について	19

I. 許可申請の流れ（概要）



Ⅱ 許可申請について

1 特定事業許可申請書記載要領

- ・申請書及び添付書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出部数、正副各1部。（正本は1部で、他は写しで可。）

このほか、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、「地番一覧表（別紙様式第1号）」を特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市に關係機関数を加えた部数。

- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ・添付書類は（図面を除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。

(1) 目次

申請にあたっては申請書添付書類についての目次を作成すること。

原則として「特定事業許可申請書の必要書類チェック表（別紙様式第2号の3）」の順で作成すること。

(2) 特定事業許可申請書（規則第15号様式）

- ①申請者：特定事業を行おうとする事業者を記載し、住民票の写し（法人にあつては法人登記事項証明書）を添付すること。また、申請者の印鑑登録証明書（申請者が法人にあつては代表者印の印鑑証明書）を添付すること。特定事業許可申請書には実印を押印し、住民票の写し（法人にあつては法人登記事項証明書）及び印鑑登録証明書（法人にあつては印鑑証明書）は申請する日前3月以内に発行されたものに限る。

また、条例第14条第1項第1号アのいずれにも該当しない者である事を誓約する書面「誓約書（別紙様式第14号）」を添付すること。

- ②法定代理人の氏名及び住所：申請者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票の写しを添付すること。

また、条例第14条第1項第1号アのいずれにも該当しない者である事を誓約する書面「誓約書（別紙様式第14号）」を添付すること。

- ③特定事業場の位置：特定事業場（埋立て等区域及び特定事業のための搬入路、現場事務所等を含む。）の代表地番及びほか〇〇筆と記載すること。

なお、申請書には別紙「地番一覧表（別紙様式第1号）」を添付すること。

- ④特定事業場及び特定事業区域の面積：別紙「面積集計表（実測）（別紙様式第3号）」及び実測の求積図等を添付すること。

- ⑤現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置：現場事務所その他特定事業に供する施設の目的、用途、規模及び構造等を記載した書面「特定事業に供する施設の設計計画書（別紙様式第4号）」、並びに1/250～1/500程度で図面を添付すること。

- ⑥現場責任者の氏名及び職名：現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。

ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。

なお、申請書には「現場責任者選任書（別紙様式第5号）」を添付すること。

- ⑦特定事業区域の表土の地質の状況：特定事業区域の面積に応じて規則第7条第10項の区分に従って採取（採取は5点混合方式で、深さは表土～5cm, 5～50cmの2種を採取し等量混合す

る。但しダイオキシン類の深さは表土～5 cm とする。)、分析し、採取試料の採取地点の位置図及び採取状況の現場写真、検査試料採取調書(規則第16号様式)、地質分析(濃度)結果証明書(規則第17号様式)を添付すること。

⑧特定事業に使用される土砂等の量:搬入する土砂等の量を積算した「使用土砂等予定量計算書(土量変化率を考慮したもの。)(別紙様式第6号)」を添付すること。別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項(別紙様式第7号)」の予定量の合計に合致すること。

⑨特定事業の期間:特定事業を行う期間(3年以内とする。)を記載すること。特定事業場が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権限の明らかな書類(特定事業区域内土地使用同意書(規則第2号様式)・特定事業区域内施工同意書(規則第4号様式)・特定事業区域外土地使用承諾書(別紙様式第13号)・特定事業区域内土地所有者確認書(別紙様式第15号))の契約期間の範囲内とすること。

⑩特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造:「規則別表第2」に掲げる構造のとおりとし、施工の前後の構造が判別できる1/250～1/500程度の断面図等とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。

但し、「規則別表4」に掲げた対象事業については、当該法令に準拠した構造とすること。

⑪特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項:発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入についての最大日量、搬入期間、搬入時間、及び土砂等の性質(別冊「申請&事業の手引き(参考法令編)」表-1土質区分基準を参考のこと)について、別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項(別紙様式第7号)」に記載すること。予定量の合計が特定事業に使用される土砂等の量に合致すること。なお、備考欄に当該発生元事業者の連絡先等を記載すること。

⑫特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置:1/500程度の平面図に排水溝、排水桝等を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。

⑬特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置:1/500程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。なお、表土の流出の可能性がある場合には高さ1m程度の板柵を設置すること等により防止するものとし、調整池、堰堤等の位置及び構造を記した図面を添付すること。

⑭手数料の支払い:条例第36条に規定する所定の手数料を申請書提出時に窓口において現金で支払うこと。

(3) 現場責任者であることを証する書面

事業者が定めた当該特定事業場の現場責任者であることが確認できるもの。

(4) 特定事業場の位置図

1/10,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。

(5) 特定事業場付近の見取図

1/2,500程度で特定事業場の周辺の状況(住居や公共施設等)が判明できるもの。

(6) 搬入経路図

土砂等の発生場所ごとの現場から当該許可申請地までの土砂等の搬入経路を記載すること。

(7) 特定事業場並びに特定事業区域の実測平面図・縦断面図・横断面図

1/250～1/500程度で作成し、特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判別できるもの。
縦・横断面図は形状が確認できるピッチの縦横のものとする。

また、平面図には特定事業区域について隣地との境界杭等を明示すること。

(8) 特定事業場の土地登記事項証明書

特定事業場及び特定事業区域並びに隣接地の土地の登記事項証明書で、申請する日前3月以内に発行されたものに限る。

(9) 公図の写し

特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業区域並びに隣接地の地番・地目・地積・所有者等を記入したもの。

また、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

(10) 特定事業区域内土地使用同意書・特定事業区域内施工同意書・特定事業区域外土地使用承諾書等

特定事業場並びに特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について申請者が使用占有する権限等があることを証する書類等の添付が必要となる。

なお、1筆の土地が特定事業場及び特定事業区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

①特定事業場については、「特定事業区域外土地使用承諾書（別紙様式第13号）」

②特定事業区域については、以下の書面を添付すること。

- i 規則第5条第1項による土地所有者の「特定事業区域内土地使用同意書（規則第2号様式）」及び「特定事業区域内土地所有者確認書（別紙様式第15号）」並びに当該書類に押印した土地所有者の印鑑登録証明書（法人にあっては印鑑証明書）
- ii 規則第5条第3項による事業の施工の妨げとなる権利者（地上権、永小作権、質権、地役権又は賃借権）の「特定事業区域内施工同意書（規則第4号様式）」及び当該書類に押印した権利者の印鑑登録証明書（法人にあっては印鑑証明書）

(11) 構造安定計算書

規則第9条第1項（別表第2）の構造上の基準に基づいて必要に応じて添付する。

なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。

(12) 「施工計画書（別紙様式第9号）」（別紙施工計画書様式に下記事項を記載のうえ、関係図面等と併せて添付すること。）

①特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。

②使用する機械や資材を記載した書類。

③搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。必要に応じ図面等を添付すること。

④各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。

⑤申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。

(13) 擁壁関係書類

擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合については、当該擁壁等の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁等の裏面の構造が判別できるものであること（別冊「申請&事業の手引き（参考法令編）」の「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を参照すること。）。

(14) 構造基準適用除外書面

当該特定事業が別表第4に掲げる森林法ほかの行為に該当する場合には、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。

(15) 関係許認可等申請書等

この条例以外に特定事業を施工するにあたり、許認可等が必要で、許認可等がなされている場合は、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。

(16) 隣接土地所有者承諾書等

当該特定事業が条例第10条第3項に該当するときは、次の書類を添付すること。なお、④、⑤については、最新のものを必ず添付すること。

- ①特定事業区域に隣接する土地の所有者については、規則第5条第6項による「隣接土地所有者承諾書」（規則第6号様式）
- ②特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域に居住する者の世帯の世帯主については、規則第5条第8項による「近隣住民承諾書」（規則第7号様式）
- ③特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域に居住する者については、規則第6条第2項第5号による「世帯数調査書」（規則第9号様式）

なお、「世帯数調査書」には、次の図面を添付すること。

ア) 特定事業区域を記入し、特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域を記入した1/10,000の都市計画図

イ) 特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域を記入し、区域内の世帯の位置を赤丸で記入した1/2,500程度の地図

④森林法第5条第2項第1号に規定する地域森林計画対象区域について確認した書面

⑤木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例第2条第2項に規定する水道水源保護地域について確認した書面

(17) 特定事業（変更）事前協議済書の写し

当該特定事業に係る「特定事業（変更）事前協議済書（規則第13号様式）」の写しを添付すること。

2 特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書記載要領

- ・申請書及び添付書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出先、部数、正副各1部。（正本は1通で他は写しで可。）

このほか、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、「地番一覧表（別紙様式第1号）」を特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市に關係機関数を加えた部数。

- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ・添付書類は（図面を除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。

(1) 目次

申請にあたっては、申請書添付書類についての目次を作成すること。

原則として、「特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書の必要書類チェック表（別紙様式第2号の4）」の順で作成すること。

(2) 特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（規則第18号様式）

- ①申請者：特定事業を行おうとする事業者を記載し、住民票の写し（法人にあっては法人登記事項証明書）を添付すること。また、申請者の印鑑登録証明書（申請者が法人にあっては代表者の印鑑登録証明書）を添付する。条例第14条第1項第1号アのいずれにも該当しない者である事を誓約する書面「誓約書（別紙様式第14号）」を添付すること。

特定事業（一時たい積）許可申請書には実印を押印し、住民票の写し（法人にあっては法人登記事項証明書）及び印鑑登録証明書は申請する日前3月以内に発行されたものに限る。

- ②法定代理人の氏名及び住所：申請者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票の写しを添付すること。条例第14条第1項第1号アのいずれにも該当しない者である事を誓約する書面「誓約書（別紙様式第14号）」を添付すること。
- ③特定事業場の位置：特定事業場（たい積区域及び特定事業のための搬入路、現場事務所、保安地帯等を含む。）の代表地番及びほか〇〇筆と記載すること。また、申請書には「別紙地番一覧（別紙様式第1号）」を添付すること。
- ④特定事業場及び特定事業区域の面積：別紙「面積集計表（実測）（別紙様式第3号）」及び実測の求積図等を添付すること。
- ⑤現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置：現場事務所その他特定事業に供する施設の目的、用途、規模及び構造等を記載した書面「特定事業に供する施設の設計計画書（別紙様式第4号）」及び1/250～1/500程度で図面を作成し、添付すること。
- ⑥現場責任者の氏名及び職名：現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。
なお、申請書には別紙「現場責任者選任書（別紙様式第5号）」を添付すること。
- ⑦特定事業区域の表土の地質の状況：特定事業区域の面積に応じて規則第7条第2項の区分に従って採取（採取は5点混合方式で、深さは表土～5cm、5～50cmの2種を採取し等量混合する。但しダイオキシン類の深さは表土～5cmとする。）、分析し、採取試料の採取地点の位置図及び採取状況の現場写真、検査試料採取調書（規則第16号様式）、地質分析（濃度）結果証明書（規則第17号様式）を添付すること。
- ⑧遮断構造に関する図面：表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合については、1/250～1/500程度の構造が判明する断面図を添付すること。
- ⑨特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量：年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載するとともに、別紙「特定事業（一時たい積特定事業）に使用される土砂等搬入計画に関する事項（別紙様式第8号）」の予定量の合計と合致すること。
- ⑩特定事業の施工期間：特定事業を行う期間（5年以内とする。）を記載すること。特定事業場が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権限の明らかな書類（特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（規則第3号様式）・特定事業（一時たい積特定事業）区域内施工同意書（規則第5号様式）・特定事業区域外土地使用承諾書（別紙様式第13号）・特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地所有者確認書（別紙様式第16号））の契約期間とすること。
- ⑪特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造：「規則別表第3」に掲げる構造のとおりとし、1/250～1/500程度の平面図及び断面図を添付すること。また、当該特定事業区域にたい積

できる土砂等の量の計算書を添付すること。

但し、「規則別表 4」に掲げた対象事業については、当該法令に準拠した構造とすること。

⑫特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置：1/500 程度の平面図に排水溝、排水桝等を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。

⑬土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置：1/2,500 程度の平面図及び立面図に、工法等を記載すること。

⑭手数料の支払い：条例第 3 6 条に規定する所定の手数料を申請書提出時に窓口において現金で支払うこと。

(3) 現場責任者であることを証する書面

事業者が定めた当該特定事業場の現場責任者であることが確認できるもの。

(4) 特定事業場の位置図

1/10,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。

(5) 特定事業場付近の見取図

1/2,500 程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるもの。

(6) 特定事業場並びに特定事業区域の実測平面図・縦断図・横断図

1/250～1/500 程度で作成し、土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるもの。

(7) 特定事業場の土地登記事項証明書

特定事業場及び特定事業区域並びに隣接地の土地の登記事項証明書で、申請する日前 3 月以内に発行されたものに限る。

(8) 公図の写し

特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業区域並びに隣接地の地番・地目・地積・所有者等を記入したもの。

また、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

(9) 特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書・特定事業（一時たい積特定事業）区域内施工同意書等

特定事業場並びに特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について申請者が使用占有する権限等があることを証する書類等の添付が必要となる。なお、1 筆の土地が特定事業場及び特定事業区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

①特定事業場については、別紙「特定事業区域外土地使用承諾書（別紙様式第 1 3 号）」

②特定事業区域については、下記に書面を添付すること。

i 規則第 5 条第 1 項による土地所有者の「特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（規則第 3 号様式）」及び「特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地所有者確認書（別紙様式第 1 6 号）」並びに当該書類に押印した土地所有者の印鑑登録証明書（法人にあっては印鑑証明書）

ii 規則第 5 条第 3 項による事業の施工の妨げとなる権利者（地上権、永小作権、質権、地役権又は賃借権）の「特定事業（一時たい積特定事業）区域内施工同意書（規則第 5 号様式）」及び当該書類に押印した権利者の印鑑登録証明書（法人にあっては印鑑証明書）

(10) 「施工計画書（別紙様式第 9 号）」

- ①特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。
 - ②使用する機械や資材を記載した書類。
 - ③搬入路、地盤改良、排水施設、たい積の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。必要に応じ図面等を添付すること。
 - ④各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。
 - ⑤申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。
- (11) 構造基準適用除外書面
- 当該特定事業が「規則別表第4」に掲げる森林法ほかの行為に該当する場合には、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。
- (12) 関係許認可等申請書
- この条例以外に特定事業を施工するにあたり、許認可等が必要で、許認可等がなされている場合には、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。
- (13) 搬入・搬出経路図
- 土砂等の発生場所ごとの現場から当該特定事業場までの土砂等の搬入・搬出経路を記載すること。
- (14) 特定事業（変更）事前協議済書の写し
- 当該特定事業に係る「特定事業（変更）事前協議済書（規則第13号様式）」の写しを添付すること。
- 但し、一時たい積特定事業区域面積が、小規模埋立て等に該当し、事前協議を省略したときは、添付を要しない。

3 特定事業（小規模埋立て等）許可申請書記載要領

- ・申請書及び添付書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
 - ・提出部数、正副各1部。（正本は1部で、他は写しで可。）
- このほか、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、「地番一覧表（別紙様式第1号）」を特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市に關係機関数を加えた部数。
- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
 - ・添付書類は（図面を除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。

(1) 目次

申請にあたっては申請書添付書類についての目次を作成すること。

原則として「特定事業（小規模埋立て等）許可申請書の必要書類チェック表（別紙様式第2号の5）」の順で作成すること。

(2) 特定事業（小規模埋立て等）許可申請書（規則第19号様式）

- ①申請者：特定事業を行おうとする事業者を記載し、住民票の写し（法人にあつては法人登記事項証明書）を添付すること。また、申請者の印鑑登録証明書（申請者が法人にあつては代表者印の印鑑証明書）を添付すること。特定事業許可申請書には実印を押印し、住民票の写し（法人にあつては法人登記事項証明書）及び印鑑登録証明書（法人にあつては印鑑証明書）は申請

する日前3月以内に発行されたものに限る。

また、条例第14条第1項第1号アのいずれにも該当しない者である事を誓約する書面「誓約書（別紙様式第14号）」を添付すること。

- ②法定代理人の氏名及び住所：申請者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票の写しを添付すること。

また、条例第14条第1項第1号アのいずれにも該当しない者である事を誓約する書面「誓約書（別紙様式第14号）」を添付すること。

- ③特定事業場の位置：特定事業場（埋立て等区域及び特定事業のための搬入路、現場事務所等を含む。）の代表地番及びほか〇〇筆と記載すること。

なお、申請書には別紙「地番一覧表（別紙様式第1号）」を添付すること。

- ④特定事業場及び特定事業区域の面積：別紙「面積集計表（実測）（別紙様式第3号）」及び実測の求積図等を添付すること。

- ⑤現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置：現場事務所その他特定事業に供する施設の目的、用途、規模及び構造等を記載した書面「特定事業に供する施設の設計計画書（別紙様式第4号）」並びに1/250～1/500程度で図面を添付すること。

- ⑥現場責任者の氏名及び職名：現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載すること。

ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。

なお、申請書には「現場責任者選任書（別紙様式第5号）」を添付すること。

- ⑦特定事業区域の表土の地質の状況：事業区域の面積に応じて規則第7条第10項の区分に従って採取（採取は5点混合方式で、深さは表土～5cm、5～50cmの2種を採取し等量混合する。但しダイオキシン類の深さは表土～5cmとする。）、分析し、採取試料の採取地点の位置図及び採取状況の現場写真、検査試料採取調書（規則第16号様式）、地質分析（濃度）結果証明書（規則第17号様式）を添付すること。

- ⑧特定事業に使用される土砂等の量：搬入する土砂等の量を積算した「使用土砂等予定量計算書（土量変化率を考慮したもの。）（別紙様式第6号）」を添付すること。別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項（別紙様式第7号）」の予定量の合計に合致すること。

- ⑨特定事業の期間：特定事業を行う期間（3年以内とする。）を記載すること。特定事業場が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権限の明らかな書類（特定事業区域内土地使用同意書（規則第2号様式）・特定事業区域内施工同意書（規則第4号様式）・特定事業区域外土地使用承諾書（別紙様式第13号）・特定事業区域内土地所有者確認書（別紙様式第15号））の契約期間の範囲内とすること。

- ⑩特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造：「規則別表第2」に掲げる構造のとおりとし、施工の前後の構造が判別できる1/250～1/500程度の断面図等とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法を記載すること。

但し、規則別表4に掲げた対象事業については、当該法令に準拠した構造とすること。

- ⑪特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項：発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入についての最大日量、搬入期間、搬入時間、及び土砂等の性質、別冊「申請&事業の手引き（参考法令編）」表-1土質区分基準を参考のこと）について、別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項（別紙様式第7号）」に記載すること。予定量の合計が特定事業に使用される土砂等の量に合致すること。なお、備考欄に当該発生元事業

者の連絡先等を記載すること。

- ⑫特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置：1／500 程度の平面図に排水溝、排水桝等を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。

- ⑬特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置：1／500 程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。なお、表土の流出の可能性がある場合には高さ 1m 程度の板柵を設置すること等により防止するものとし、調整池、堰堤等の位置及び構造を記した図面を添付すること。

- ⑭手数料の支払い：条例第 3 6 条に規定する所定の手数料を申請書提出時に窓口において現金で支払うこと。

(3) 現場責任者であることを証する書面

事業者が定めた当該特定事業場の現場責任者であることが確認できるもの。

(4) 特定事業場の位置図

1／10,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。

(5) 特定事業場付近の見取図

1／2,500 程度で特定事業場の周辺の状況（住居や公共施設等）が判明できるもの。

(6) 搬入経路図

土砂等の発生場所ごとの現場から当該特定事業場までの土砂等の搬入経路を記載すること。

(7) 特定事業場並びに特定事業区域の実測平面図・縦断面図・横断面図

1／250～1／500 程度で作成し、特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判別できるもの。

縦・横断面図は形状が確認できるピッチの縦横のものとする。

また、平面図には特定事業区域について隣地との境界杭等を明示すること。

(8) 特定事業場の土地登記事項証明書

特定事業場及び特定事業区域並びに隣接地の土地の登記事項証明書で、申請する日前 3 月以内に発行されたものに限る。

(9) 公図の写し

特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び区域並びに隣接地の地番・地目・地積・所有者等を記入したもの。

また、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

(10) 特定事業区域内土地使用同意書・特定事業区域内施工同意書・特定事業区域外土地使用承諾書等

特定事業場並びに特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について申請者が使用占有する権限等があることを証する書類等の添付が必要となる。

なお、1 筆の土地が特定事業場及び特定事業区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

- ①特定事業場については、「特定事業区域外土地使用承諾書（別紙様式第 1 3 号）」

- ②特定事業区域については、以下の書面を添付すること。

- i 規則第 5 条第 1 項による土地所有者の「特定事業区域内土地使用同意書（規則第 2 号様式）」及び「特定事業区域内土地所有者確認書（別紙様式第 1 5 号）」並びに当該書類に押印した土地

所有者の印鑑登録証明書（法人にあっては印鑑証明書）

- ii 規則第5条第3項による事業の施工の妨げとなる権利者（地上権、永小作権、質権、地役権又は賃借権）の「特定事業区域内施工同意書（規則第4号様式）」及び当該書類に押印した権利者の印鑑登録証明書（法人にあっては印鑑証明書）

(11) 構造安定計算書

規則第9条第1項（別表第2）の構造上の基準に基づいて必要に応じて添付する。

なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。

(12) 「施工計画書（別紙様式第9号）」（別紙施工計画書様式に下記事項を記載のうえ、関係図面等と併せて添付すること。）

- ①特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。
- ②使用する機械や資材を記載した書類。
- ③搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。必要に応じ図面等を添付すること。
- ④各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。
- ⑤申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。

(13) 擁壁関係書類

擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合については、当該擁壁等の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁等の裏面の構造が判別できるものであること（別冊「申請&事業の手引き（参考法令編）」の「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を参照すること）。

(14) 構造基準適用除外書面

当該特定事業が別表第4に掲げる森林法ほかの行為に該当する場合には、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。

(15) 関係許認可等申請書

この条例以外に特定事業を施工するにあたり、許認可等が必要で、許認可等がなされている場合は、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。

4 特定事業変更許可申請書記載要領

- ・申請書及び添付書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出先、部数

特定事業許可申請書又は特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書並びに特定事業（小規模埋立て等）許可申請書に同じ。

このほか、関係機関意見照会用として、位置図、見取図、公図、「地番一覧表（別紙様式第1号）」を特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市に關係機関数を加えた部数。

- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ・添付書類は（図面を除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。

- (1) 特定事業変更許可申請書（規則第23号様式）各項目の記載要領：変更許可申請において変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

(2) 添付書類

- ①変更に係る書類及び図面並びに位置図
- ②現特定事業許可書又は特定事業（一時たい積特定事業）許可書若しくは特定事業（小規模埋立て等）許可書の写し
- ③関係法令等許認可書の写し
- ④特定事業区域内土地使用同意書（一時たい積特定事業の場合にあつては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書）及び特定事業区域内施工同意書（一時たい積特定事業の場合にあつては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内施工同意書）
- ⑤条例第10条第3項に該当する場合は、隣接土地所有者承諾書、近隣住民承諾書及び世帯数調査書
- ⑥特定事業（変更）事前協議済書の写し
特定事業（小規模埋立て等）許可申請書及び特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書の内特定事業区域が3,000㎡未満のもので、事前協議を省略したものは、添付を要しない。
- ⑦手数料の支払い：条例第36条に規定する所定の手数料を申請書提出時に窓口において現金で支払うこと。

* 特定事業区域を拡大する場合の表土の地質検査について

特定事業区域を拡大する申請の場合についての表土の地質検査については、原則として増加する特定事業区域の面積を規則第7条第10項の区分に応じて地質検査を行うこと。

* 期間延長及び特定事業区域の拡大について

期間延長の変更は1年以内とし、区域拡大の変更は2割以内とする。

5 特定事業譲受け許可申請書記載要領

- ・申請書及び添付書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- ・提出部数
特定事業許可申請書又は特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書に同じ。
- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ・添付書類は（図面を除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。

(1) 目次

申請にあたっては、申請書添付書類についての目次を作成すること。

原則として、「特定事業譲受け許可申請書の必要書類チェック表（別紙様式第2号の6）」の順で作成すること。

(2) 特定事業譲受け許可申請書（規則第47号様式）

許可申請において申請を行おうとする事項について、その内容及び理由並びに申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。なお、手数料については、条例第36条に規定する所定の手数料を申請書提出時に窓口において現金で支払うこと。

(3) 添付書類

- ①申請者の住民票の写し（法人の場合にあつては、法人登記事項証明書）及び申請者の印鑑登録

証明書（法人の場合にあつては、代表者の印鑑証明書（いずれも申請する日前 3 月以内に発行されたものに限る。）また、条例第 14 条第 1 項第 1 号アのいずれにも該当しない者である事を誓約する書面「誓約書（別紙様式第 14 号）」を添付すること。

②申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し

また、条例第 14 条第 1 項第 1 号アのいずれにも該当しない者である事を誓約する書面「誓約書（別紙様式第 14 号）」を添付すること。

③条例第 10 条第 2 項の規定による特定事業区域内土地使用同意書、特定事業区域内土地所有者確認書（別紙様式第 15 号）及び特定事業区域内施工同意書（一時たい積特定事業の場合にあつては、特定事業（一時たい積特定事業）土地使用同意書及び特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地所有者確認書（別紙様式第 16 号）及び特定事業（一時たい積特定事業）区域内施工同意書）。なお、当該書類に押印した所有者又は権利者の印鑑登録証明書（法人にあつては印鑑証明書）を添付すること。

④特定事業場の位置図、付近の見取図及び「特定事業場地番一覧表（別紙様式第 1 号）」

⑤現場責任者であることを証する書面

事業者が定めた当該特定事業場の現場責任者であることが確認できるもの。

⑥譲受けを受けたことを証する書面

⑦その他（現特定事業許可書又は特定事業（一時たい積特定事業）許可書の写し）

6 特定事業の構造計算について

(1) 安定計算について

特定事業の構造について、「規則別表第 2」に基づいた安定計算を実施する際には、ボーリング調査を実施し、採取した試料により土質試験を行って算定した数値を基に土質定数を決定すること。

また、円弧すべりの安定計算を実施する場合には最低 1 断面につき 2 ケ所のボーリング調査を行うこと。但し、地層の状況が明らかな場合については 1 ケ所のボーリングでも可（なお、サウンディング等の調査は必ず実施すること）。

ボーリング調査により軟弱層（圧密層）が確認された場合には、圧密試験を行い、その結果を基に圧密計算を実施し、側方流動に対し安全か確認を行うこと。

(2) 排水施設について

湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等排水にかかる施設やその他の有効な排水に係る措置を講ずること。この場合、流量計算書及び流域の図面を添付すること。

さらに、調整池等の設置が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面を添付すること。

7 施工計画書について

(1) 「施工計画書（別紙様式第 9 号）」の記載方法

①現場組織表

現場責任者及び現場の施工体制及び災害等の緊急時の連絡体制を記載すること。

②特定事業に使用する機械、資材

特定事業に使用する機械（重機等）及び資材について、現場に搬入する時期、種類及び数量を

記載すること。

③施工方法

土砂等流出防止等の本条例における災害の発生防止の目的に合致した「規則別表第2」又は「規則別表第3」に基づいた施工方法をとることとし、個別の工事ごとの施工方法やその工程などを詳細に記載した書類とすること。

具体的には、搬入路、地盤改良、排水施設、堰堤、法面整形、埋立て等の方法など個別の工事工程ごとにその施設等の設置方法及び施工等を盛り込んだ施工図面及びそれを補足する文言等を記載した書類とすること。

土砂等の埋立て等の方法は、原則として高さ 5m ごとに幅 1m 以上の小段を設けること。1 段ごとに施工するか、層状に埋立て等を行いその都度の法面の整形を行う方法とする。

④工程表

特定事業に係る工事の種別、段階ごとに、災害の発生防止の目的に合致した施工工程としたバーチャートで記載した工程表とすること。

(2) 施工段階ごとの確認

土砂等の流出等による災害の発生を防止する観点から、必要な施工段階において、市職員が立会い確認をするので施工方法、工程表にその旨記載すること。

8 特定事業の施工（許可後の手続き等）について

- ・書類の提出部数（提出部数は、正本1部、他は写しで可）
- ・添付書類は（図面を除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。

一 施設の設置及び土砂等搬入前の工事工程の確認について

特定事業許可書の交付を受けた事業者は、

- ① 土砂等の搬入を管理するための現場事務所
- ② 特定事業に関することを表示した標識
- ③ 土砂等の搬入路
- ④ 排水を測定するための施設
- ⑤ 特定事業場並びに特定事業区域の境界を明示した杭等を設置するとともに、その他土砂等搬入に必要な工事工程が終了した場合はその旨を環境部生活環境課へ連絡し、市職員の立会いの上確認を受けた後に搬入が可能となる。

二 特定事業の着手の届出について（条例第17条）

土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から10日以内に特定事業着手届（規則第28号様式）を提出すること。

三 土砂等の搬入について（条例第18条）

土砂等の搬入を行う前には必ず、土砂等搬入届（規則第29号様式）を提出し、市の確認を受けること。

なお、搬入届は土砂等の発生場所ごとに、また、同一の発生場所の場合においても 5,000 m³ 毎に作成すること。

◎添付書類

- ① 土砂等発生元証明書（規則第 30 号様式）
- ② 検査試料採取調書（規則第 16 号様式）
- ③ 地質分析（濃度）結果証明書（規則第 17 号様式）
- ④ 土砂等発生場所位置図
- ⑤ 土砂等の発生場所の平面図（発生又は採取位置を記載したもの）
- ⑥ 土砂等の発生場所の現場写真

◎土砂等搬入届（規則第 29 号様式）についての留意点

- ① 報告されている土砂等の発生元、量、期間等に変更ある場合：併せて特定事業軽微変更届を提出すること。
- ② 土砂等の搬入予定量：発生元証明書のそれぞれの項目を記載すること。
- ③ 土砂等の搬入期間：当該搬入届で、特定事業場に実際に搬入される土砂等の搬入予定期間を記載すること（発生元の工事の期間等ではないことに注意すること。）。
- ④ 土砂等の運搬事業者名：土砂等の発生現場から特定事業場までの運搬に係る全ての運搬事業者について記載すること。

◎土砂等発生元証明書（規則第 30 号様式）についての留意点

- ① 土砂等発生元証明書の宛て：土砂等の埋立て等を行う事業者となる（一時たい積特定事業場を経由する場合には一時たい積特定事業者又は埋立て等事業者となる）。
- ② 当該工事に係る土砂等発生総量：当該工事現場より発生する総予定土量を記載し、括弧内に当該発生現場から該当特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。
- ③ 今回の証明に係る土砂等の量：搬出契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（1 度に最高 5,000 m³まで）が記載されていること。
- ④ 発生土砂等運搬契約者名：土砂等の発生現場から該当特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。
- ⑤ 発生土砂等埋立事業者名：特定事業者名及び住所が記載されていること（一時たい積特定事業場を経由する場合にあっては、一時たい積特定事業者と埋立て等事業者の両方を 2 段書きで記載すること。）。

四 特定事業の施工管理について

施工計画書で定めた市職員が確認する工事工程が終了した場合には、事前に連絡の上、市職員の確認を受けること。

五 定期報告について（条例第 19 条及び第 20 条）

特定事業者は特定事業を開始した日（具体的には着手日等）から 1 月（一時たい積特定事業についても 1 月）毎に、特定事業に使用された土砂等の量及び 3 月（一時たい積特定事業についても 3 月）毎に、当該土砂等の地質検査及び当該事業区域以外への排水の水質検査を実施し、報告しなければならない。

また、併せて発生場所ごとの土砂等管理台帳（規則第 3 1 号様式）の写しを報告すること。

- 1 特定事業状況報告書（規則第 3 3 号様式）（一時的たい積特定事業にあつては規則第 3 4 号様式）報告に係る期間内に搬入（又は搬出）した土砂等の量を発生場所毎に報告すること。

実施済面積・量については、当該期間内に実施されたものを記載するとともに累計を記載すること。また、当該期間に埋立て等した区域及び許可から現在までに埋立て等した区域を明示した図面（平面図及び縦横断面図、土量計算書）等を添付すること（報告書の提出期限は 1 月を経過する日より 1 週間のため、期限に間に合うよう調整すること。）。

- 2 特定事業地質等検査報告書（規則第 3 5 号様式）

地質検査については区域を 3, 0 0 0 m²毎に区分し、当該区分ごとに土砂等の試料を原則 1 検体（採取は 5 点混合で、深さは可能な限りの深さとする。）採取し、分析を実施すること。水質検査については、許可申請時に定めた排水測定地点より原則 1 検体採取すること。

なお、試料のサンプリングについては市職員立会いの上実施することとし、当該定期報告の時期が到来した際には、環境部生活環境課へ連絡し、日時等調整を行うこと。

- 3 土砂等管理台帳（規則第 3 1 号様式）

- ① 特定事業場

各項目に記載するとともに当該特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段、搬入土砂等が搬入過程において一時的たい積が行われた場合はその場所名、搬入された土砂等の一日あたりの量を記載すること。

- ② 特定事業（一時的たい積特定事業）場

各項目に記載するとともに当該特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段、搬入土砂等が搬入過程において一時的たい積が行われた場合はその場所名、搬入された土砂等の一日の量、当該特定事業区域から搬出された土砂等の一日あたりの量及び搬出先ごとの内訳を記載すること。

六 特定事業の軽微な変更について（条例第 1 5 条第 8 項）

特定事業について規則第 1 1 条第 4 項に定める軽微な変更をした場合は、特定事業軽微変更届（規則第 2 6 号様式）により関係書類を添付し、軽微な変更をした日から起算した 1 0 日以内に届け出ること。また、同意した土地の所有者にその旨を特定事業軽微変更通知書（規則第 2 7 号様式）により通知し、その写しを添付すること。

- (1) 事業者に関する変更事項：氏名（名称）・住所・法人代表者の氏名

添付書類：住民票の写し・法人登記事項証明書・会社の定款など変更内容が明らかな書類等（また、届出等に使用される印鑑が変更となる場合には印鑑登録証明書の添付も必要となる。）

- (2) 現場責任者の氏名及び職名

添付書類：事業者が定めた当該特定事業場における現場責任者であることを証する書面

- (3) 事業に関する変更事項：特定事業に使用される土砂等の量・発生場所及び期間等の搬入計画・土地所有者等

添付書類：土量変更の理由及び土量計算書・別紙（搬入計画に関する事項）等（採取場所及び搬入計画の変更の際には変更前・変更後の全搬入計画を記載した「特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項（別紙様式第7号）」を添付すること。）又、土地所有者等の変更については、同意書及び印鑑登録証明書、土地登記事項証明書等

＊使用される土砂等の量が許可計画量を超える量については、変更許可申請として取り扱うこととなる。

(4) 現場事務所の位置、排水測定施設の位置、施工計画書の軽微な変更

添付書類：図面及び写真等

七 特定事業の完了について（条例第24条）

- (1) 特定事業が完了する2月前の日までに、当該事業が完了するまでの工程表及び平面図、縦断面図、横断面図等を添付し、特定事業完了事前届（規則第40号様式）を提出すること。

特定事業完了事前届提出後は、市の職員立会いの上、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること（検査報告の方法は原則として定期報告と同様）。

- (2) 特定事業が完了した場合には、完了した日から起算して10日以内に完了した形態での平面図、断面図、土量計算書等を添付し、特定事業完了届（規則第41号様式）及び事業開始から完了までの特定事業状況報告書（規則第33号様式）を提出すること。

特定事業完了届の提出後は、市の職員による現場確認を受けること。

また、土砂等の埋め立て等の最大高さが10m以上の特定事業については、特定事業区域を10,000㎡毎に区分し、市長が指定した地点から垂線を表土上端の地点まで下ろした区間において、表土上端の地点から5m毎に土壌を採取し、地質検査を行うこと。

八 特定事業の廃止、中止について（条例第23条）

- (1) 特定事業を施工の途中で廃止又は中止（2月以上1年未満）しようとする場合には、あらかじめ土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じるとともに工程表及び平面図、縦断面図、横断面図等を添付し、特定事業（廃止・中止）事前届（規則第38号様式）を提出すること。特定事業（廃止）事前届提出後は、市の職員立会いの上、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること（検査報告の方法は原則として定期報告と同様）。

- (2) 特定事業を施工の途中で廃止する場合には、土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで平面図、縦断面図、横断面図、土量計算書等を添付し、特定事業廃止届（規則第39号様式）及び事業開始から廃止までの特定事業状況報告書（規則第33号様式）を廃止された日から起算して10日以内に提出すること。特定事業廃止届の提出後は、市職員による現場確認を受けること。

また、土砂等の埋め立て等の最大高さが10m以上の特定事業については、特定事業区域を10,000㎡毎に区分し、市長が指定した地点から垂線を表土上端の地点まで下ろした区間において、表土上端の地点から5m毎に土壌を採取し、地質検査を行うこと。

九 特定事業の終了について（条例第25条）

- (1) 特定事業の期間が満了する日までに完了する見込みがない場合には、同日の2月前の日までに、当該事業が終了するまでの工程表、平面図、縦断面図、横断面図等を添付し、特定事業終了事

前届（規則第４２号様式）を提出すること。特定事業終了事前届提出後は、市の職員立会いの上、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること（検査報告の方法は原則として定期報告と同様）。

- (2) 特定事業が終了した場合には、終了した日から起算して１０日以内に土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで平面図、縦断図、横断図、土量計算書等を添付し、特定事業終了届（規則第４３号様式）及び事業開始から終了までの特定事業状況報告書（規則第３３号様式）を提出すること。特定事業終了届の提出後は、市職員による現場確認を受けること。

また、土砂等の埋め立て等の最大高さが１０ｍ以上の特定事業については、特定事業区域を１０,０００㎡毎の区分し、市長が指定した地点から垂線を表土上端の地点まで下ろした区間において、表土上端の地点から５ｍ毎に土壌を採取し、地質検査を行うこと。

十 特定事業の相続等について（条例第２７条）

- (1) 特定事業の全部を譲り受ける等特定事業の許可を受けた者の地位を承継する相続、合併又は分割があった場合には、承継した日から起算して１０日以内に特定事業相続等届（規則第４５号様式）を、次の(2)の土地所有者へ通知した写しを添付し、提出すること。

- (2) 特定事業の全部を譲り受ける等特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者はその旨を特定事業相続等通知書（規則第４６号様式）により、土地所有者へ通知しなければならない。

添付書類：相続の場合には、承継を証する書面及び承継者の戸籍謄本、住民票の写し、印鑑登録証明書（承継者が未成年者のである場合は、その法定代理人の住民票の写し）

合併又は分割の場合には、承継を証する書面及び承継者の法人登記事項証明書、印鑑登録証明書

また、事業者が定めた当該特定事業における現場責任者であることを証する書面を添付すること。

〒２９２－０８３８ 木更津市潮浜３－１

木更津市環境部生活環境課 まち美化係（クリーンセンター内）

電話 ０４３８・３６・１４３２ ／ FAX ０４３８・３０・７３２２

E-mail seiei@city.kisarazu.lg.jp